

ネット上のトラブルへの対応

掲示板等への誹謗・中傷・不適切書き込み等への対応

1. 「ネット上のいじめ・不適切書き込み」の発見

「ネット上のいじめ・不適切書き込み」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、卒業生のほか、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- 情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。
- 情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

2. 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等の URL を控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

- パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。
- 携帯電話での誹謗・中傷等、プリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラで撮影する。

書き込みの内容が緊急性を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告など）は、関係機関に連絡する。

- 犯罪に関わるケース…警察（被害の子ども・その保護者から被害届）
- 生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

3. 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）

基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことができるが、その場合は管理者の対応への情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない）

- ・ 掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。
- ・ 該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容等の事項を書き込み送信する。
 - 個人の所属・氏名などを記載する必要なし。

本人が不適切書き込みをした場合は速やかに本人に削除させ、可能な限り広がった分は削除依頼をする。

4. 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

管理者の連絡先が不明、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。

管理者やプロバイダへ依頼をしても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されない場合、警察や法務局・地方自治法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われることが多く、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷を書き込めるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、流出した個人情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話の利用状況や利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

「ネット上のいじめ」が発見された場合の子どもへの対応

被害の子ども

「ネット上のいじめ」の特徴として、その匿名性から加害の子どもを特定するまで時間がかかることや、掲載された個人情報が多方面に流出する可能性もあることから、心のケアに対する体制や警察等関係機関との連携についてもケース会議等で十分に検討し、その内容を含めて伝えること。

また、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、家庭の状況についてきめ細かに把握できるよう連携を強化すること。

加害の子ども

加害の子ども自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込む場合もあるため、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要。

保護者に対して、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うこと。

「ネット上の不適切書き込み」が発見された場合の子どもへの対応

本人

なぜ、そのような書き込みをしたのか、背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要。

保護者に対して、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うこと。

岸和田市教育委員会

学校教育課 072-423-9683

人権教育課 072-423-9685

すべての子ども

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えとともに、掲示板等での被害・加害を防ぐため以下の点を指導すること。

- ① 掲示板等への誹謗・中傷の書き込みは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
 - ② 掲示板等への書き込みは、匿名でも個人が特定されること。書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。
- また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- 必要に応じて、保護者会を開催し、学校で起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校の対応方針、家庭での留意点などを説明、学校の取組に対する保護者の理解を得ること。

